

計画調整局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について

様式14

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	京橋駅周辺のまちづくり検討調査業務委託	検討調査	株式会社日建設計 大阪オフィス	5,038,000円	令和5年9月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G5	—
2	公共事業に資する用地に係る境界確定業務委託(概算契約)	その他	公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	69,028,795円	令和5年9月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

No. 1

随意契約理由書

1 案件名称

京橋駅周辺のまちづくり検討調査業務委託

2 契約の相手方

株式会社日建設計大阪オフィス

3 随意契約理由

本業務では、京橋駅周辺地域と連携エリアとの連携を踏まえた効果やまちの将来像の深度化と京橋駅周辺のまちづくりを進めていくための取組の検討を行う。

京橋駅周辺地域と連携エリアとの連携により国際競争拠点の形成を図るため京橋駅周辺地域が具体的にめざすべき将来像の検討にあたっては、先進的な海外事例などから最新のまちづくりの潮流を把握したうえで、京橋駅周辺でのイノベーション企業の立地による産業構造の変化を捉え連携による効果を最大限に活かす新たな拠点の形成や、再開発一辺倒だけでなくリノベーションを中心としたまちづくり等、これまでの枠に捉われない新たな視点での具体的な将来像を検討する必要がある。加えて、それらを実現するための京橋駅周辺地域に適した考え方・仕組み等を検討する必要がある。高度な分析能力・企画力が求められる。

また、京橋駅周辺地域のまちづくりを進めていくためには、京橋駅前等の公共空間を活用したまちづくり組織によるプロモーション等を進めていく必要がある。公共空間を活用したまちづくり活動には、京橋駅周辺地域における活用する公共空間・来訪者・周辺土地利用等の特徴を踏まえ公共空間で実施できる内容とそれを実現するため管理者協議に必要な制度等の整理を迅速に行う企画力を有することが求められる。

以上のことから、京橋駅周辺地域における現状や課題、地域の特性等を理解したうえで、業務の実施手法の提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において事業の趣旨に照らし、最も優れた提案を行った事業者を選定する方法が、競争入札よりも本事業の目的を達成するうえでより妥当であるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定する。

<業者選定委員会について>

学識経験者の意見を聴取し、京橋駅周辺のまちづくり検討調査業務の目的等に最も合致した企画提案がなされた事業者を選定するための審査を行う。

(1) 開催日 令和5年8月17日

(2) 委員 役職：京都大学大学院 地球環境学堂 准教授

名前：山口 敬太

役職：大阪公立大学大学院 工学研究科 都市系専攻 准教授

名前：吉田 長裕

役職：大阪公立大学大学院 農学研究科 緑地環境科学専攻 准教授

名前：武田 重昭

(3) 審査基準・審査結果

大阪市：計画調整局業務委託公募型プロポーザル受託者選定に関する審査結果
(...>計画調整局>業務委託入札) (osaka.lg.jp)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

計画調整局開発調整部開発計画課（電話番号 06 - 6208 - 7808）

随意契約理由書

1 案件名称

公共事業に資する用地に係る境界確定業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

西日本旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ」という。）の阪和貨物線跡地について、ＪＲ阪和貨物線用地を活用した公共利用に関する協定書（令和４年１１月１８日締結）により、ＪＲが本市へ同跡地の一部を無償で譲渡することとしている。無償譲渡の範囲は、本市が公共整備等を実施する用地としており、当該用地をＪＲから収受するにあたり、必要に応じて用地の分筆等登記を実施する必要がある。

本業務は、公簿等の調査、立会、測量、協議、境界標の設置など多岐にわたる専門知識を必要とすることに加え、ＪＲが過去に実施した測量成果の一体的な調整、法務局との一体的な折衝などが必要であることから、本市が速やかに用地の収受手続きを着手するには、適正かつ迅速な対応が求められる。そのため、本業務を行う者には、不動産の表示に関する登記についての専門的知識と豊富な実績を有し、適正かつ迅速な事務処理能力が求められるが、個々の土地家屋調査士での対応は難しく、また多数の登記事件を速やかに処理する必要があることから、複数の有資格者により専門的かつ組織的に業務を遂行する体制を備えていることが求められる。

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第 63 条に基づき、土地家屋調査士の専門的な能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査、測量、その登記嘱託、登記申請等の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的に設立された法人であり、官公署から嘱託登記を受託できる大阪府下唯一の公益社団法人である。同協会は本市及び官公庁において不動産の表示に関する登記業務の実績を多数有しているとともに、表示に関する公共嘱託登記の専門的な知識と豊富な経験を有する土地家屋調査士を多数（令和 5 年 6 月時点で 171 名）擁しており、業務を適正かつ迅速に行うための十分な組織的能力を有している。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するものと判断し、同協会と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

計画調整局計画部都市計画課（電話番号 06 - 6208 - 7848）